

---

令和2年 第3回(定例)新宮町議会会議録(第2日)

令和2年9月2日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和2年9月2日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

- 通告1番 安武 久美子 議員 1) 熱中症から住民の命を守るために対策を
- 通告2番 大牟田 直人 議員 1) 性的少数者の方々が安心して暮らせるために  
2) 引っ越し手続きのオンライン予約で窓口の混雑緩和を
- 通告3番 濱田 幸 議員 1) 自主防災組織の強化・推進を

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 通告1番 安武 久美子 議員 1) 熱中症から住民の命を守るために対策を
- 通告2番 大牟田 直人 議員 1) 性的少数者の方々が安心して暮らせるために  
2) 引っ越し手続きのオンライン予約で窓口の混雑緩和を
- 通告3番 濱田 幸 議員 1) 自主防災組織の強化・推進を

---

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 安武久美子君  | 2番 温水 眞君   |
| 3番 末吉富美徳君  | 4番 濱田 幸君   |
| 5番 上畝地白馬君  | 6番 西 健太郎君  |
| 7番 大牟田直人君  | 8番 高木 義輔君  |
| 9番 北崎 和博君  | 10番 横大路政之君 |
| 11番 松井 和行君 | 12番 牧野真紀子君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君      主幹 桐島 美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	政策経営課長	……………	阿部 宏紀君
地域協働課長	……………	片山 勇二君	税務課長	……………	高橋 忠久君
住民課長	……………	大原 稲子君	健康福祉課長	……………	山口 望美君
子育て支援課長	……………	藤木 恵介君	産業振興課長	……………	高木 昭典君
環境課長	……………	安河内正路君	都市整備課長	……………	桐島 光昭君
上下水道課長	……………	本田陽一郎君	会計管理者	……………	末永富士美君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	西田 大輔君

---

午前9時30分開議

○議会議務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) おはようございます。

配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、一般質問を行います。通告順に許可いたします。

通告1番、安武久美子議員。

○議員(1番 安武 久美子君) おはようございます。1番議員の安武です。よろしく願いいたします。

本日は、熱中症から住民の命を守るための対策について一般質問をさせていただきます。

まず、通告書の記載内容の一部訂正をお願いいたします。

具体的質問内容の欄の上から8行目、筑後市では「全小中学生に」の箇所は正しくは「全小学生に」でございました。まことに申しわけありません。おわびの上、訂正をお願いいたします。

地球温暖化の影響もあり、夏の時期は年々35度以上の猛暑日が増加しています。住民の命を守る観点から、主に高齢者や児童・生徒の熱中症予防対策をしていく必要があると思いますが、

町の見解を伺います。

特に今年は新型コロナウイルスの影響で臨時休校が続き、授業時間を確保するため、夏休み期間が短縮されました。子どもたちは、真夏の非常に暑いなか、登下校をしています。

書画カメラをお願いいたします。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員(1番 安武 久美子君) 登下校時の熱中症対策として、筑後市では全小学生に、これなんですけど、日傘の配布をやっております。京都府久御山町では、全小中学生に首元を冷やす「冷却タオル」の配布などの対策を行っています。本町の登下校時の熱中症対策についてお聞かせください。

次に、高齢者が室内で熱中症になり、ごめんなさい、カメラオフしてください。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議員(1番 安武 久美子君) 独居者だけでなく、昼間一人で過ごす高齢者も多いために見守りや注意喚起が重要と思われます。また、夜間の熱中症も危険であります。

書画カメラをお願いいたします。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員(1番 安武 久美子君) これは、新宮町が今、実施しております緊急通報装置の映像でございます。緊急時にペンダントのこのボタンを押すだけで、これ首からかけているんですが、押すだけで24時間対応を行う「緊急通報装置」の貸与をやっていらっしゃるんですが、これを広げるなど、高齢者の熱中症対策の必要があると思っておりますが、現状と今後の対策について伺います。

カメラオフしてください。

〔書画カメラの投映を中止する〕

よろしくをお願いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) おはようございます。

それでは、1点目のご質問にお答えをいたします。

本町における登下校時の熱中症対策というところでございますが、本年度は、新型コロナウイルス感染症対策による影響で、学校現場ではさまざまな制限を余儀なくされてきたと。そのようななかであって、新たな生活様式にも子どもたちも慣れ、日々がんばって過ごしていますが、この暑さの中どう乗り切るかということが1番の課題でございます。

子どもたちの安全、安心を守るために、これまで取り組んでおります感染症対策とともに、実は国のほうでも、熱中症予防強化月間が7、8月に設定されておりましたけれども、9月に入りましても引き続き、こういった熱中症予防のための対策にしっかり取り組んでいかなければいけ

ないというふうに思いますし、校長会においてもそういった確認もしているところでございます。

ご承知のとおり、熱中症になる要因として3つの要因が考えられるというふうに思います。1つは、やはり環境的なもの、環境要因。それから2点目は、脱水状態などの身体要因。3点目は、炎天下での活動ですとか、水分や休憩がとれない等の行動要因、この3つの要因が考えられるというふうに思います。各学校におきましては、これらの3つの要因に留意し、その状況を未然に防ぐために、まず子どもたちの安全、安心を守る保健指導をしっかりとやるというところ、またその指導を通しまして、熱中症予防のための基本的な取り組みの徹底を今進めているというところでございます。今、ご紹介ありました特別な日傘であったり、そういったものを配布するというようなところはしておりませんが、まずは、子どもたち自身が保健指導を通して、基本的な取り組みを徹底して、自分のこととして取り組んでいくということを大事に進めていっているところでございます。

学校の具体的な取り組みでございますが、熱中症対策で重要な暑さ指数なんですけれども、その暑さ指数などの熱中症情報を校内に掲示をします。当初、職員室内だけでございましたけれども、職員室内だけではなくて子どもたちもそのことにしっかりと触れて、注意をしながら過ごすことができるようにというところが1点。それから、1番重要な部分は、水分補給です。この水分補給につきましても、こまめに行うということが大前提でございますが、子どもたちに任せることなく、登校前にご家庭のほうでもまずは水分補給をしていただきたいと思っておりますし、学校に着いてから、それから休み時間、また活動内容等に応じたそれぞれのタイミングで水分補給をします。また重要なのは、非常に下校時間帯も議員おっしゃいますように非常に暑いという状況が続いていますので、下校の前などにも必ず水分を摂取するように指導していただいているというようなことが挙げられます。また、こういった熱中症対策は、家庭の協力が不可欠でございますので、当然、学校日よりであったり保健日より等でも協力をお願いをしているところでございます。

議員がおっしゃいます登下校時の対策ということなんですけど、お子さんによってはそれぞれ通学距離が、また環境が全然違うという中であって、子どもの状況もさまざまでございますので、それぞれの学校の実情に合わせて取り組んでいるというところが挙げられますけれども、1例を挙げますと、立花小学校におきましては、通学路の安全が確保できる箇所、かなりあの通学路も高低差もございますので、水分補給ポイントを4か所ほど設置しているというところ。特別な場所というよりも多分日陰で、少しスペースがあって、そこに目印となるもの、補給ポイントはここだよってわかるようなもの。多分、示しているというふうに聞いておりますし、水分補給がしやすい環境を整えているというところ。それから今年になりまして、昇降口のほうには、水道水を霧状に噴射しますミストを、手づくりのものですけども設置をしていただいていると。そのこ

とによりまして、下校前の冷却効果等を期待するなど、小規模校ならではの工夫した対策がとられているというところで、こういった取り組みは他の小中学校、幼稚園も参考になるところはしっかりと参考にしていただきたいなというふうにも思っているところでございます。

このほかは、下校前に水筒が空になった場合は、必ず学校のほうでも補充をすとか、あるいは登下校時に人と自分の距離が保てる場合はマスクを外す。当然のことながら、帽子の着用。また中学校のほうでは、日傘の利用も促しているというところで、人数としてはそんなに多くはないように聞いておりますけども、こういった暑さが続いていますので、ぜひそういったところの働きかけもしていただければなというふうにも思っているところでございます。

今後とも熱中症事故を防ぐとともに、健康確保に向けた取り組みに、一層留意してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 議員さんご心配いただいておりますように、今年の夏は、梅雨明けから急激な暑さに見舞われまして、高齢者は新型コロナウイルス感染症予防だけでなく、熱中症の予防にも気を配る必要があります。日ごろの健康管理など、注意が必要になってきております。

本町におきましても、環境省及び厚生労働省作成の「令和2年度の熱中症予防行動」に基づきまして、広報誌や町のホームページでエアコンの活用や水分補給など、また民生委員さんを通しまして、高齢者の訪問時に新型コロナウイルス及び熱中症予防のチラシを配布してもらうなどの注意喚起を行っているところでございます。まだ暑い日が続きますので、エアコンの設置や適切な利用につきましては、今後も広報やホームページ、訪問の機会を利用する等の方法によりまして周知を図っていきたいと考えております。

緊急通報装置につきましては、熱中症以外でもご家族が遠方にいらっしゃるなど、見守りが難しい場合に高齢者の見守り事業の一つとして実施しております。熱中症になってしまった際の連絡方法の一つとして有効であると考えています。対象は65歳以上の独居高齢者や高齢者世帯、もしくは日中独居となる高齢者でございます。室内で救急対応が必要になったときにご本人が緊急通報装置の緊急ボタンまたはペンダントのボタンを押すと、24時間看護師が待機しております安全センターにつながります。本人に代わって救急車の出動要請やご家族、協力者への連絡などの対応ができるものでございます。今年度は、行政区福祉会や民生委員会を通しまして周知をさせていただきました。また、町のホームページ、新宮町社会福祉協議会作成の「新宮町の福祉サービス」でも、周知を図っているところでございます。今後も緊急通報装置の認知度を高めていき、あわせて地域の高齢者の見守りネットワーク構築を図っていきたいと考えております。

また、最近では、高齢者世帯の方にもスマートフォンが普及をしております。室内のみならず外

出でも緊急時の連絡ができるという利便性もありますので、ご家庭の状況に合わせて、そういう機器を活用した緊急連絡、安否確認の仕組みについても検討していきたいと考えております。

今後も高齢者の健康、介護予防の一助となるよう、福祉の増進につながるサービスを提供していきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） ありがとうございます。

学校ではクーラーがありますし、先生の管理下で安全であると思いますが、下校時の子どもたちは、炎天下に真っ赤な顔をして歩いて帰っているんですね。よく見かけますが、大丈夫かな、家までちゃんと届くかなと心配しております、今回の質問になったわけですが、環境省の町なかの暑さ対策ガイドラインには、熱中症を引き起こすリスクが高いとの指摘があります。子どもは体温調節機能が未発達であることに加えて、身長が低いため路面からの赤外放射、照り返しですね。これが50パーセントぐらいあるそうです。受けやすいと。気温が30度でも日向の体感温度は、40度程度にもなる場合があるとあります。太陽からの日射を遮る日傘は、頭頂部の温度を約、いろいろ実験結果も調べましたが、3度から5度ぐらい下げます。また傘をさしますとちょっと離れますのでソーシャルディスタンスも取れるという有効な対策です。それから、ちょっと首にタオル、冷却タオル、ネッククーラーといいますが、持参をいたしました。いろんなタイプのものがありまして、これは短いので子どもさんでも使えるかなと思います。男性用、女性用とかいろいろあるんですが、これは水に浸して絞って、振って首にまくと体温を下げる効果がございます。これを配布している自治体は多数ありました。ほかにも地域に合わせたさまざまな熱中症対策を講じている自治体や学校がありました。新宮町でもいろいろ実施していらっしゃるということを伺いまして安心いたしました。

書画カメラをお願いしたいと思います。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（1番 安武 久美子君） 愛知県豊田市の元城小学校では、傘ではなくて両手が使えるように、つばの広さが42センチの特注の麦わら帽子をかぶって登下校しているそうです。つばの部分には、それぞれ子どもさんが好きなようにペイントをして、楽しんでかぶって登校をしているという記事がございました。

愛知県犬山市は全小学校の通学路の途中に、さっき立花小学校でもやってらっしゃると聞いてうれしかったんですが、この給水ポイントを設けて、教職員や見守りの人たちの声掛けで、児童は必ずそこに立ちどまって、今からお水を飲みますよ、麦茶を飲みますよとか、声掛けをされて必ず水分補給をいたします。40分から1時間ぐらいかけて登下校をしている生徒さんは、まじ

めというか、一生懸命歩いて帰るそうです。だからちょっとそこで見守りの人が声をかけて、ここがポイントだよみたいにして、声掛けをしているそうです。

愛知県各務原市では、すべての小学校の校舎の出入り口にミストシャワーを設置している。

筑後市では、児童の負担を減らすため、ランドセルをからっていると背中がこもります。そのランドセルより軽いリュックサックでの登下校を許可し、ノーランドセルの取り組みを、現在実施してあります。

愛知県日進市は、公立中学生の体操服通学を認めました。約8割の生徒が実施しているそうです。

[書画カメラの投映を中止する]

○議員（1番 安武 久美子君） 先ほども立花小学校は、ミストや給水ポイントを作っているということでしたが、ぜひほかの小学校、中学校ですね、やっぱり見本にと思います。

本町でも子どもたちの負担を軽くして、健やかに勉強やスポーツに励めるような環境をぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） はい。この暑さですので、それぞれの自治体でもさまざまな工夫、取り組みがなされているというふうに思います。いろいろ参考にもさせていただきたいというふうに思いますけども、常々思いますのは、本当に子どもたちは、また先生方も日々頑張っていると思います。1番大事なのは、子どもたち自身が1年生は1年生なりに、中学生ももちろんそうですけれども、熱中症にどのような状況であれば熱中症になるのかっていうところを1人1人がやはりしっかりと理解をします。その上で、自分にできる対策というものを日々の生活の中で具体化していくということが1番大事じゃないかなっていうふうに思うんですね。今、新宮町は今その段階にあるというふうに思っています。先日の校長会においても、この新型コロナウイルスについてもそうですけども、どのようにして感染するのかっていうその仕組みをしっかりと子どもたちが理解できれば、手洗いの徹底もなぜ手洗いをするのかも十分にわかるし、同様に熱中症においても、どのような環境であれば熱中症になるのか、そこをしっかりと今、保健指導をとおして指導していただいているところがございますので、それを踏まえて、子どもたちが小学生は小学生なりに、中学生は中学生なりに自分の命は自分でしっかりと守る、守り合うっていう、そういった環境をしっかりと整えていきたいというふうに思っております。

また先ほど立花小学校の例を申し上げましたけれども、ほかの学校でも校外学習の時に、やはり日傘ではなく雨傘ですけれども、それを利用してソーシャルディスタンスもとれるというところで、さしながら校外活動に出たりとかですね、それぞれにできることはやっておりますけども、また、よい取り組みを共有しながら町にも広げていきたいというふうに思います。

何より、先ほども申し上げておりますように、子どもたち自身がやはりそういう健康、自分の健康を守るという意識を高めるための正しく知ってという、そういったところの指導を学校のほうでもしっかりと時間を設定していただいて、繰り返しご指導いただきたいというふうに思うし、子どもたちが日常生活の中でそれを自分のものにしてもらいたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（牧野 真紀子君） 安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） ぜひ取り組みをよろしく願いいたします。

まだまだ暑い日が続きますので、すぐに対策がとれることから始めていただきたいと思います。ご検討よろしく願いいたします。

次に高齢者対策についてですが、緊急通報装置を実際に使用した方がいらっしゃいました。3度ほど東病院に入院をされたんですが、夜中に息ができなくなって通報して助かりました、本当に助かりました、私の命綱でしたと大変感謝をしておられました。緊急通報以外にも健康相談、ちょっと足が腫れているんだけどどうしたらいいのでしょうかとか、健康相談も受けていただけるし、またお伺いコールっていうのを定期的に安全センターのほうから利用者さんのほうにお伺いコールっていうのがありまして、それで連絡がとれない場合は、登録してあります民生委員さんですとか、親族の方に連絡がいったら、ちょっと倒れているかもしれないので見に行ってくださいとか、そういう連携をとりながら見守りをしてあるすばらしい事業だと思います。貸し出しの対象者は、先ほど町長にも教えていただきましたが、65歳以上の高齢世帯や独居世帯、これに準ずる世帯で要介護者や身体障害者など、身体的に救急対応の必要がある人となっておりますが、65歳未満でも現在、闘病中であって、まだ確定していないとか、病状が安定していない人など、緊急通報装置を希望される方が多くいらっしゃると思います。猛暑はこれからも続くと思われるので、熱中症対策だけでなく、命を守る観点から、この対象を拡大していくという方針はありますでしょうか。お願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 今、非常に高齢者の方々が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために本当に注意をして、町民の皆さん方全体でございますけども、そういった中で、今、非常に私もう感謝するような状況でございますので、新型コロナウイルスに感染された方も新宮町は現在まで17名ということで、また新宮町から発症がなく、ほとんど福岡市とか古賀市関連で感染された方々のみでございます。そういったことで、やはりこの熱中症に対しましても、本当に注意をして、並行して注意をされておるんじゃないかなと思っております。そういった意味で、やはり救急搬送も6月、7月も熱中症に関しましては6月は1名で、7月が3名、8月になりまして、少し多くなりまして6名ということで、非常にこのほかの病気の場合はまだ別におられますけど



も、熱中症に関しましてはそういった状況でございます。これもやはり町民の皆さんが、本当にコロナに対する一つのやはり注意をしっかりとさせていただいておるのではないかなというふうに感謝をいたしております。

先ほど、この緊急装置の件でございますけども、これはまた担当としっかり話をしながら、やはり住民の命を守るために、そういったことに前向きに取り組んでいかなければいけないかなと思っておりますので、あと健康福祉課長、現状をですね。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 担当のほうから、今の現状を説明させていただきます。

緊急通報装置につきましては、対象者もご存じのとおりで、実際に今現在、ご利用になってある方69名、7月末でいらっしゃいます。

利用方法としては、もう先ほど安武議員さんがご説明になったとおり、ご本人からの通報もあればお伺い電話での健康観察もありますし、場合によっては、こちらが心配だなと思うご家庭には、こちらからお願いして1週間、毎晩夜寝る前ぐらいに様子見の電話をお願いしますとかいうことで、安全センターさんとの連携等も取りながらやっているところです。

対象者の拡大につきましては、熱中症だけではなくて見守りが必要な方に対して、一応要綱上は、その他、特に町長が必要と認めるものっていうものがございますので、どうしてもやっぱり緊急通報装置でなければ心配であるという方ですね、先ほど町長が説明したように、スマートフォンをご利用の方が多くて、スマートフォンに切りかえるので、もう使わないとおっしゃる方も実際のところ増えてきております。緊急通報装置がおうちの中でしか使えないっていうことと、庭に出たりすると電波が届かなかったりとか、電波が届いても電話機のほうから、どうしました大丈夫ですかっていう声は本体から聞こえるんですね。なのでペンダントだけ持って、庭にいても本人さんの声が電話機まで届かなければ、向こうにいる看護師さんも何が起きたかわからなくて、協力員さんに電話するとかしてちょっと様子を見に行ってくれませんかっていうような形になるっていうことで、そういったような緊急通報装置のよいところ、ちょっと不便なところ、いろいろございますので、そういったところも含めて、今後こういった形で高齢者を含め障がいのある方ですとか、おひとり暮らしでいろいろ病気があって心配な方ですとか、そういった方の町長が言ったように命を守るためにはどういうサービスが必要なのかという点については、こちらのほうでも検討を続けていきたいと。ちょうどそういう緊急通報装置からスマートフォンとか、いろんなアプリもありますので、そういったものへの乗りかえっていうか、そういったものの活用も必要なときになってきているのかなっていうのをひしひしと感じておりますので、そのあたりも含めて検討をしていきたいと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） はい、安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) 確かに、緊急通報装置ではだめだというか、ところもあったんですね、不便なところもあるっていうのがわかりました。スマートフォンに切りかえていく時期であるということで、ご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうなりますと、高齢者は私もそうなんですが、苦手なんです、ICT。ですので、作業っていうか、そういう、やりやすいような方法とかもあわせて考えていただきたいと思ひます。

この制度を知らない人がいらっしやらないように、あわせて周知徹底と、それから訪問して教えていただくとか、見守りなどきめ細やかな対応を望みます。

これ以外にも高齢者の熱中症対策として、経口補水液、ペットボトルに入ったものがありますよね。これを配っている自治体もあるようで、それを配ってみるとかですね、それから先ほどの首に巻く冷却タオルとか、あと熱中症計っていうのがあるそうです。これは温度と湿度を計測して、WBGTですかね。熱中症指数っていうのが表示されて、例えば自宅内でエアコンもつけずに高齢者の方がいらして、高齢者の方は暑さを感じにくくなっておりますので、このWBGT熱中症の警戒レベルになると、アラームが鳴って警告するという、小型の機械があります。携帯型のものもありますので、お出かけになっているときも持っていけるものがあるそうです。今後ずっとこの猛暑というか夏場の猛暑が続いていくと思ひますので、来年に向けた取り組みとしてこれらを配布するなどの対策も考えられませんか、お伺ひいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) はい、予算も伴いますので、おっしやるように来年度に向けて、どういった取り組みが必要なのかも当面というか、この暑い夏が来ないっていうのはもう考えられませんので、今後に向けて検討させていただきたいと思ひます。

○議長(牧野 真紀子君) 安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) ぜひよろしくお願ひいたします。

コロナウイルス感染症やこの異常気象時に負けずに、住民の安心、安全な暮らしが実現する新宮町が築けるために、全員で頑張って知恵を出しながら頑張っていきたいと思ひます。

これをもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(牧野 真紀子君) 通告2番、大牟田直人議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) おはようございます。7番議員の大牟田です。

今日は、性的少数者の方々が安心して暮らせるまちにという質問をさせていただきます。

現代は、性別・国籍・人種・年齢・考え方などさまざまな違いのある人々が互いを認め合い、支え合い生きていく多様性の時代と言われております。平成30年8月に作成された本町の第6次新宮町総合計画策定方針の7つのキーワードの中の一つに、「個性と多様性が交わるまちづくり」

が掲げられています。また、SDGsの17の目標の中の5番目にジェンダー平等を実現しよう。10番目に、人や国の不平等をなくそう。といったものが掲げられています。多様性を認め合い、支え合うことが、持続可能な社会につながるという考えが国の内外、国際的にも浸透してきているのではないかなと思っています。

現在、LGBTを含む性的少数者は国内で8パーセントを超えるという調査もあります。いろんな調査によって結果が違うんですけど、3パーセントから10パーセントぐらいの調査で違うんですが、8パーセントを超えるという調査もあります。これらの人々が安心して暮らせる町にすることが、とても重要ではないかなと感じています。

そこで、次の3点について伺います。

LGBT等の性的少数者に関する啓発や教育の現状について伺います。

2つ目が、性的少数者の方々に対する支援や相談、今どんな相談、相談の状況、体制だとか内容だとか、そういう状況についてお伺いします。

3番目、パートナーシップ宣誓制度、これは人生をともにしていくよっていうパートナーですよっていうのを宣誓すると認められるよっていう、宣誓を受領しましたという受領書をいただけるという仕組みですね、これを導入している自治体が全国に増えてきています。本町でもこういう制度実施できないかという、以上3点をお伺いします。

よろしくをお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい、お答えいたします。

1番目のご質問のLGBT等の性的少数者に関する啓発や教育の現状、2番目の質問の性的少数者の方々に対する支援及び相談の現状につきましては、関連した内容となっておりますので、続けてお答えをさせていただきます。

1番目の啓発や教育の現状について、近年では国際化や情報化の進展などを背景に新たな人権課題が顕在化してきており、個別の人権問題の解決に向けた法の整備が進められてきています。このようなことを踏まえまして、本町といたしましても、法令等の理念にのっとり、平成8年に制定をいたしました「新宮町差別をなくし人権を守る条例」を令和2年3月に一部改正を行ったところでございます。

このように、人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、現在、平成20年3月に策定をいたしました「新宮町人権教育・啓発基本指針」の見直しを行うため、その改訂版の作成に取りかかっているところでございます。その分野別施策の中には、性的少数者についても個別の人権分野として新たに位置づけを行うようにしております。

本町におきましても、これまでに性の多様性に関する具体的な取り組みといたしまして、平成

30年度に性の多様性LGBTのテーマを一貫性のものとして掲げ、地域に向けた人権学習会や指導者研修会、また町の職員や教職員に向けた研修会、さらには町内企業を対象に研修会を行うなど、さまざまな場面においてその教育と啓発を行ってまいりました。今後とも、性の多様性については、広く町民の皆様にご理解が深まっていくよう、その教育や啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に2番目の支援や相談の現状についてでございますが、改定後の「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づきまして、当事者の方々への相談しやすい対応や、相談内容に応じては関係機関へつなぐなど、必要に応じた対応や関係機関との連携を図りながら、相談しやすい体制づくりに努めていきたいと考えております。

なお、1番目と2番目のご質問に対します教育現場での現状につきましては、教育長のほうから答弁させていただきますので、教育長お願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） はい、失礼いたします。

それでは最初の質問でございますが、平成26年12月にオリンピック研修において、撤廃すべき差別の中に性的指向が盛り込まれました。来年東京で開催予定のオリンピック、パラリンピックでございますが、多様性と調和を基本コンセプトに共生社会をはぐくむ契機とすることが決定されておりました、ますますこの理解促進の重要性っていうのが高まっているというふうに捉えております。

学校教育におきましては、平成28年4月に文部科学省のほうから、性同一障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてが発出されまして、多様な性自認、性的指向の児童生徒に対する具体的配慮事項につきまして示されたところでございます。各学校におきましては、このことを受けて、一つは児童生徒の中に、当事者が一定程度いるということ認識すること。二つは、差別やいじめ防止の観点から、多様な性自認、性的指向に関しまして、学校全体で理解を促進し、それぞれの子が尊重される環境を整えること。それから三つは、当事者である児童生徒への対応につきまして、特別な子どもとして対応しないこと。さまざまある個性の一つとして受容することなど確認し、学校生活のあらゆる場面で多様性を尊重する気持ちを児童生徒が持てるように日々指導していくこととしております。特に、いかなる理由でもいじめや差別を許さない、適切な生徒指導であったり、人権教育等を推進することが、悩みですとか、あるいは不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となるために、すべての小中学校での取り組みの徹底を図っております。

また本町では、新宮町人権同和教育学習カリキュラム事例集を作成しております、各小中学校で授業実践に取り組んでおりますが、新たな取り組みといたしまして、性の多様性に関するカ

リキュラム事例集の作成を予定しておりまして、昨年度から各小中学校で授業実践に少しずつ取り組んでいくと、準備を進めているところでございます。

また本年7月には新宮中学校のほうで、全校一斉の道徳授業が実施されまして、その際に、全学級で性の多様性を認め合う学習が展開されたところでございます。当日は、総務課の人権推進室の職員はじめ、学校教育課、社会教育課の関係職員も授業を参観させていただいております。

今後も学校と行政との連携による、だれもが安心して暮らせるまちづくりや子どもたちが安心して学べる環境づくりをはじめ、さまざまな研修を通して、多様な性について知る、そして習慣や常識を変える、理解者を増やす、そのための取り組みや啓発をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の支援や相談の現状についてでございますが、児童生徒に関しましては、相談できる相手がいないことで、1人で悩んでしまったり、孤立していく傾向を未然に防止するために、学校においては、日ごろから、子どもたちの抱えるさまざまな思いを受けとめるために、毎月生活アンケートを実施したり、教育相談週間や生活質問調査などの実施によりまして、相談しやすい環境や心の状態の把握に努めています。しかしながら、これで十分だとは言えませんが、引き続きこの把握をするという部分にしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

また、人間関係がうまくつくれず、そのために孤立したり、そのために不登校につながるということも考えられますので、何よりも、教職員自身がこの性的マイノリティの正しい理解と認識を深める。相談の際には、当事者の思いをしっかりと受けとめるとともに、この勇気を振り絞って相談した児童生徒が自分一人ではないと、安心できるような受容的な対応と、そして家庭と連携したきめ細やかな支援をしていかなければいけないというふうに思っております。

支援体制についてでございますが、当事者である児童生徒の心情あるいは保護者の意向を十分に踏まえまして、組織的に取り組んでいく。また、効果的な対応となるように、教育委員会といったしましても、ケースに応じた学校への支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 3番目のパートナーシップ宣誓制度、本町でも導入できないかの質問についてでございます。

この制度は国籍や年齢、また性別の違い、障がいの有無などに関わらず、だれもがすべての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、性的マイノリティ、いわゆる同性愛者や自分の性に違和感を覚える人などへの支援の一つとして導入をされております。これは、パートナーとして宣誓すると自治体が受領し、受領証を交付するという認証制度のことで、性的マイノリティ

の方々が抱える生きづらさへの解消につなげていく制度として認識をしております。東京の渋谷区や世田谷区で始まりまして、性的少数者のカップルに対して、結婚に準じる関係として認めるパートナーシップ証明の発行がなされるなど、法律上の効果が生じるものではございませんが、一部の自治体で住宅入居時の申し込みや病院での同意にも利用できるようでございます。近隣の自治体でも福岡市や北九州市、古賀市において、このパートナーシップ宣誓制度を導入されているとお聞きをしております。

私は、性的少数者の方々が抱える生きづらさは、法の未整備や、多様性に対する社会の理解が不十分であることが原因であると考えております。そのため、自治体としての役割は、まず国に法改正や差別解消のための法整備を求めるとともに、性的少数者への理解が得られる社会を築いていくための啓発が重要であると考えておりますので、まずは町民の皆さんの正しい理解と認識を深めていくための啓発活動や多様性を重んじる意識の醸成を進めていきたいと思っております。

また一方で、当事者本人の許可なく、第三者に性的マイノリティであることを打ち明けられ、人が傷つくなど、他人に暴露する専門用語でアウトティングが重大な人権侵害にもつながるとの観点から、他の自治体では、アウトティングと並んで、カミングアウトを強要することも禁じるLGBTへの差別を禁止する条例を制定する方針が出されているところもございますので、今後、パートナーシップ宣誓制度の導入につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 先ほど教育長のほうから、学校現場でさまざまな実践がされていて、さまざまな教育はされているっていうことで、今聞いたこと、私なりに解釈しますと、そういう性的マイノリティだけではなく、たくさんの多様性について教育がなされているんだっていうことを教育長の言葉から感じました。ぜひこの活動をまた続けていただきたいなと思っております。

町長のほうから、社会教育という一環で平成30年度に、町民の方々へLGBTの理解ということで、私も受けましたけど研修とかですね、進めていったという話を聞いて、多様性を認め合う社会をつくっていかうという思いを感じました。

また人権啓発基本指針の改定にあたっては、そういう内容も文言を入れていただけるといことで安心したというか、の思い入れがあります。

そこで3番目のところ、パートナーシップ宣誓制度。これは、法的な婚姻じゃないので、まずは国に法的なところを認めてもらおうというところの働きかけと、またいろんな人権問題との兼ね合いを考えていこうっていう話だったと今の話はですね、町長の話は思います。それで、福岡市でパートナーシップ宣誓制度が実践されていて、6月現在で69組のパートナーの方が登録さ

れているようで、6月末ですね。福岡市のニュースサイト、ハッシュ福岡というニュースサイトの中に当事者の言葉が載っています。自分たちの意思だけでつなぎとめていた関係を公的にサポートしてくれる、お互いがお互いを支える力強いカード、これ受領証のことですね。力強いカードを手にした気分です。この制度は、婚姻ではないので法的な効力はありません。扶養控除や相続、遺族年金といった婚姻制度の恩恵を受けられるわけではないのです。それでも運転免許証サイズの受領証を受ければ、市営住宅の入居や市立病院で病状説明を受けたり、手術に同意したりできるようになります。婚姻に比べるとまだまだできることは限られていますが、法律を変えるには時間のかかること、長いこと苦しんできている当事者たちに今できる限りのことから変えていくのはとても大事だと思います。生きていく上で、安心感が得られるわけですからねというコメントが載っています。まさに当事者の人は、この制度によって安心感を得ているのではないかなと思っています。

この制度、実際、法的にはそういった感じで法的にはないので、民間でこういう制度の利用が進んでいるようです。例えば、携帯電話会社の家族割だったり、旅行会社のマイレージ共有だったり、銀行のペアローンだったり、あと生命保険の受取人だとかというのは、この受領証を受けることで使えるようになっているということで、法的な効力はないですが、民間での利用が進んでいるということからも、当事者の方にとってはすごく価値のある制度ではないかなと思いますので、ぜひ法的じゃないからっていうのではなくて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、それに関する見解をお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 先ほど答弁いたしましたように、アウトイング、カミングアウト両方のやはり考え方、そういったことがいろいろございますので、やはり法整備をまずやはり自治体としては、やはり国にあげていくことが大事じゃないかなと。そういうふうに思っておりますので、今すぐこの宣誓制度を導入するところまで私は考えておりませんので、まだ啓発活動をしっかりこれからやっていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） もちろん啓発活動はすごく大事だと思います。町のほうでたくさんやってきていただいているっていうのは、先ほど理解できました。

今、先ほど町長もおっしゃられましたように、2015年の、これ東京新聞の記事ですけど、2015年渋谷区と世田谷区で始まった制度で、6月30日現在で今51自治体、全国で51自治体を実施しております。1,052組が、全国でパートナーシップ宣誓をしております。本年度中に60自治体になるだろうということが記事として載っています。多様性、この性的マイノ

リティだけではないと思うんですよ、多様性っていうのは。例えば、国籍だったり、人種だったり、世代の違い、生きてきた環境の違う若い人と年配の方とが、違う考えを持った者同士が違った考えを打ち消し合うのではなくて、高め合いながらすごい幸せな町をつくっていくという、そういう意思表示っていうんですかね。このパートナーシップ宣誓制度っていうのを導入することが、多様性を認め合い、みんなで支え合う、そういうわくわくする生き生きする社会をつくっていくんだという町の意味表示につながるんじゃないかなと私は思います。もちろんアウティングの問題だとか、カミングアウトの問題だとか、そういったことは町民全員で認識して、そういうことはやらないよというか、そういうことは考えないといけないんですが、当事者が自分が認められた、自分が自信を持って生活できるっていうその環境の一つになると思うんですよ、パートナーシップ宣誓制度がですね。そのことが実は、その当事者だけじゃなくて、町民全体の多様性を認め合う素敵な町なんだっていう思いにつながって、その町が素敵な町だと思えるように、私はつながるんじゃないかなと思いますが、ちょっと見解をお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） そうですね。やはり理想的に考えれば、そういったことにつながって、そういうことでしっかりと町民の皆様方に、そういった性的マイノリティの方々に対する一つの理解をですね、やはり啓発活動を強めていくべきやないかなと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 町民の方への理解、先ほども言いましたけど、性的マイノリティだけではなく、いろんな考えのいろんな人たちが支え合って、多様性ということは、すごく私は素敵なことだなと思っていて、先日、北海道の植松電機の植松努さんの講演を聞く機会があったんですが、奇跡をつくるキーワードみたいな感じで、「違うは素敵」っていうことを言われたんですよ。すごいすてきな言葉だなと思ってですね。違いを認め合って、その違いを生かし合う、否定し合うのではなく生かし合うというのは、すごく素敵だなあと思っています。

ぜひ、そういう町にしていくためにも、今すぐっていうのは検討されていないということですので、と思いますが、この性的マイノリティだけではなくて、その多様性ということについてぜひいろんな角度から考えていただけたらと思います。

第6次総合新宮町総合計画策定方針の中にも、個性と多様性が交わるまちづくり、ほんと素敵なキーワードだなと思っています。多様性が交わって、みんなが素敵なまちをつくれるように、いろいろ今後も検討していただけたらと思います。

次の質問にいきたいと思います。

引っ越し手続きのオンライン予約で窓口の混雑緩和をっていう質問をさせていただきます。

引っ越し時の窓口での待ち時間や手続きに係る時間を減らすことが、住民の利便性向上につな



がり、新しい生活様式で求められる「3密の回避」にもつながるのではないかなと感じています。福岡市では、今年1月より引っ越し先の住所や氏名などを事前に送信すれば、来庁したときに短時間で手続きが完了するオンライン予約サービスが実施されています。このようなオンライン予約サービスを本町でも実施できないでしょうか。

回答をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） このご質問につきましては、実際に窓口での混雑状況を把握をしております住民課長から回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） お答えいたします。

引っ越し手続きのオンライン予約で窓口の混雑緩和をとということでございますが、コロナウイルスの感染拡大により、外出の自粛の要請や緊急事態宣言が発出されたのが、例年であれば、引っ越し等に伴う届け出により窓口が大変混み合う時期だったこともあり、窓口の滞在時間を減らし、混雑を避けることを念頭に事務を執り行ってきたところです。大牟田議員のおっしゃるとおり、行政手続きのオンライン化の推進は、コロナウイルス感染拡大の予防のための対策としても大変有効であり、行政運営の効率化、簡素化にもつながるものとして、町としても率先して取り組んでいく必要のある喫緊の課題と理解しております。その上で、福岡市のオンライン予約サービスの仕組みと本町の現状と取り組みについてご説明いたします。

福岡市のオンライン予約サービスは、住所変更の手続きの平均待ち時間が75分。3月、4月になると、最大2時間待ちになることもあるというところが導入の経緯となっているようです。このサービスは、住所変更に伴う比較的簡単にできる手続きのうち、小中学生の転入学や子ども医療、児童手当、介護保険、国民健康保険の手続きのみが対象とされています。手続きの流れは、専用サイトで入力された住所、氏名、生年月日等のデータをもとに、市が仮の住民票を作成し、そのデータを各手続きの担当部署に渡し、必要な申請書類を事前に作成して準備をします。届け出者は、予約した日時に来庁し、本人確認書類や転出証明書等の書類の提出、用意された申請書類に必要事項を記入します。申請書類にあらかじめ住所、氏名等が印字されているため、来庁者の記入の負担を減らすことができるということもありますが、1番のメリットは、来庁時間が予約できることによる待ち時間の短縮ということにあると思われま。

本町の現状について、町外から住所変更する転入届を例に申し上げますと、昨年度の平均時間ですが、住民票作成のための転入届記入後、番号札の番号をお呼びするまで1分弱。住民登録の内容や住民票作成後、必要な手続きの確認、住民票の作成のためのシステムへの入力作業で9分程度となっております。入力の待ち時間を利用し、住民票請求のための申請書やマイナンバーカ

一ドの記載事項変更手続きに必要な書類の記入をしていただくなど、滞在時間を効率的に活用することを常に心がけています。住民票の作成後、子ども医療証の発行や国民健康保険への加入手続きなど、転入者の方に必要な手続き窓口を案内しますが、多くの手続きにおいて、住民票に登録された情報から作成した申請書を使用していますので、実際に記入していただく箇所は数か所で、要する時間はそれぞれの手続きで5分から10分程度です。転入者のご家族構成や年齢により案内する窓口数が異なりますので、一概には申し上げられませんが、ほとんどの方が1時間以内にすべての手続きを終えられています。また、確定した住民票の情報を用いて手続きを行うため、医療証や保険証を即日発行できることも本町の運用の強みと思われます。

オンライン予約システムの場合は、申請者が入力したデータに不備が多いため、入力データの内容について申請者本人に確認する必要や事前に書類を準備しても予約をキャンセルされることもあり、本町の人口規模や窓口での現状を考慮すると、福岡市のような効果が得られる可能性は、今のところ低いものと思われます。しかしながら、来庁時の手続きがスムーズに行われるために、今後、手続きの問い合わせに対応できるAIチャットボットの導入などについても検討しているところです。

最後に、実際に手続きで1番時間を費やしているのは、制度や利用できるサービス、費用負担等の各制度に関する相談や説明部分です。せっかく役場に出向いてくださっているからには、できる限りわかりやすく納得されるよう、きめ細やかな対応に努める必要がありますので、滞在時間の短縮につながらないこともあります。相談される方には、ご理解いただいているものと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 今の回答を受けまして、すごく新宮町の行政職員の方々がすごく工夫をされて、住民の利便性を上げるために、いろんなことをやられているんだなっていうのを感じました。とてもすてきな町だなとか、それを感じました。ありがとうございます。

今の話で、この福岡市のような引っ越し手続きのオンラインっていうのは必要ないなっていうのはとてもよくわかりました。ありがとうございます。

今、1階に入ると窓口に職員がいてすごくいいですね。多分、引っ越してきた方は、なんてすてきな町なんだろうと思うと思います。今のように職員の方々が、すごく工夫をされてすごい新しく来る町民をウェルカムで迎えているんだなっていうのを感じてもらえるんじゃないかなと思うので、すごく幸せな気持ちになりました。

昨日の町長の招集のあいさつの中にも、ソサエティ5.0、ICT、IOTの活用という話がありました。それから補正予算の中にも、地域情報化計画策定業務委託料が計上されていて、町全体のICT利用活用というのが、今から考えていくという話がありました。先ほど言ったよう

な福岡市のような引っ越し手続きオンライン予約というのは、必要はないなと私も今の回答で感じましたけれども、いろんな場面でそのオンライン化をすることによって、住民の利便性が得られる。そのことによって、コミュニケーションがなくなるというのは、逆効果だと私も思うんですが、そのことが、お互いの幸せにつながる。行政職員の幸せにも、町民の幸せ両方の幸せにもつながるのであれば、そういう制度をぜひこれから検討していただきたいなと思います。これをオンライン予約っていうことではなくて、ICTを含めた行政の効率化、それをぜひ進めていただきたいなと思います。

もう答弁は結構です。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時36分休憩

.....  
午前10時45分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（牧野 真紀子君） 通告3番、濱田幸議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。4番議員、濱田幸です。

通告に従いまして、自主防災組織の強化・推進という質問させていただきます。

よろしくをお願いします。

記憶に新しい令和2年7月豪雨では、熊本県、福岡県、鹿児島県、大分県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県に大きな被害がありました。8月8日時点での被害状況は、死者82名、行方不明4名、負傷者28名、全壊や浸水などの家屋の被害は1万8,380棟です。お亡くなりになられた方には心よりお悔やみ申し上げます。また、お怪我をされた方の1日も早い回復と、たくさんの方の家屋被害に遭われた方々の復興が進みますよう祈念いたします。

この災害では、粕屋北部消防本部からも災害派遣で行かれたとお聞きしております。危険な中での救助活動に心より感謝申し上げます。

粕屋北部消防本部より7月27日に議会として、地球温暖化による自然災害についてと、熱中症の現状と対策という内容について研修を受けました。適切な対応や行動ができるように、正しい知識を得ることはとても大切だと感じました。災害時においても、熱中症においても、自分の命は自分で守る。そのために何をするのかをしっかりと理解をしていること。そして、速やかに行動に移せることがポイントであると感じました。

令和2年7月豪雨について、7月15日の記者会見で気象庁長官は、前日の段階で、災害の可能性が極めて高い状況は想定していなかった。我々の実力不足、これほど長期間、13日連続の

雨の停滞は記憶にない。やはり自分の命、空振りは覚悟の上で安全な行動を早目にとっていただくしかない。というコメントが出ております。確かに、これまでに経験のないことがたびたび起きており、被害も大きくなってきています。今年は50年に1度、100年に1度と言われるような水害が至るところで発生しておりますが、全国どの地域もいつ災害が起こるかわからない状況です。本町は災害が少ないと言われていますが、いつ、何時何処で起こるかわからない自然災害への対応強化は不可欠であり、防災あるいは減災のためにでき得る限りの対策が必要と思われれます。それには、防災対策の3要素である自助、共助、公助をそれぞれ強化する必要があります。

公助としては、区市町村、警察、自衛隊、消防など、さまざまな機関があります。まずは、個々の機関が強くなり、さらに総合に連携協力し、全体の向上力をパワーアップさせていく必要がある。消防としては、粕屋北部消防本部において、また福岡県や国においてもさまざまな見直し強化を行っています。しかし、どんなに強化しても公助には限界があり、命を守り被害を最小限におさえるには、やはり自分の命は自分で守る。家族や近所、友人の人たちと助け合うという自助と共助が非常に重要であるということです。その一環として、自主防災組織の強化と設置の推進を図るべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

質問は次の3点です。

- 1、本町での自主防災組織設置の状況と現状の課題。
- 2、町として、今ある自主防災組織を今後どのように強化させていくべきか。
- 3、自主防災組織普及のため、補助金や支援を行っている自治体もさまざまありますが、本町での自主防災組織普及のための取り組みをお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） お答えいたします。

自主防災組織とは、災害対策基本法第5条に規定をされている地域住民による任意の防災組織でございます。平常時には災害に備えるための防災訓練や広報活動など、災害時には初期消火や避難誘導、また救出援護などの活動を行ってもらう組織であり、新宮町では行政区ごとに設立をお願いをしているところでございます。

まず始めの自主防災組織設置状況と現状の課題はという質問でございますが、自主防災組織を設立されている行政区は、的野区、立花口区、花立花区、原上区、夜臼2区、湊坂区、相島区の7行政区に加えまして、今年度は上府区で立ち上げていただき、8行政区となっております。新宮町は現在24行政区でございますので、3分の1の行政区で自主防災組織が設立されている状況でございます。よって、今後は残り16の行政区の設立と設立されている8行政区の体制強化が課題になってくるかと考えております。

2番目の町として今後どのように強化させていくべきかという質問でございますが、既に設立

されている行政区につきましては、防災士でもあります防災専門官によります防災講話、避難訓練等の実施をとおして、自主防災活動のさらなる活性化を図っていきます。また、地域の防災力を高めるためには、災害が発生したときだけでなく、平常時からの良いコミュニティづくりを推進していくことが大事だと考えます。よって、防災だけにとどまらず、いろいろな場面で地域の人々の交流を通じた活動の支援を行っていかねばいけないと思っております。その他にも、防災の専門機関であります消防署や消防団と緊密な連携、協力のもと取り組んでいくとともに、さまざまな組織やグループ等と連携をしながら地域ぐるみで防災力の向上を図っていくことが必要だと考えております。

次に、自主防災組織普及のため、本町での自主防災組織普及のための取り組みは、という質問についてでございますが、自主防災組織に補助金等を出して、自主防災組織の設立を促している市町村があることは認識をしております。今のところ、設立や運営を行う上で、補助金の要望はあっていませんが、まずはその効果などを検証していく必要があると思っております。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという意識が大切であります。よって、現在自主防災組織が設立されていない行政区につきましては、防災専門官による防災講話等をとおしまして、自主防災組織の重要性を理解していただくよう、工夫を凝らした啓発を行っていくことが大切になっていくと考えています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） ありがとうございます。

自主防災組織の進捗状況といいますか、3分の2がまだこれからっていうところでございますね。やはりなかなかもちろん行政のほうの地域協働課とかでも、昨年、ふれあいの丘公園のところでの災害訓練にも参加をさせていただきましたけれども、今そういうインフラっていうか、そういうものが整ってまいりましたので、ぜひぜひこれから回を重ねて町民の方にそういう機会を与えていただければ、意識向上にすごくいいと思っております。

私がちょっと調べたところによりますと、これは消防庁、平成28年度自主防災組織の実態に関するアンケートっていうものをちょっとネットのほうで見たんですけども、この中になぜ進んでいかないのかっていうところで、防災活動への参加者が少ない、23.6パーセント、リーダーなどの人材育成が進んでいない29.9パーセント、防災活動の実施の仕方がわからない3.1パーセント、活動費や資機材の不足10パーセント、活動拠点資機材を保管する場所がない1.7パーセントなど、そういうものがあがっておりました。統計上、全国的にこういう課題があり、自主防災組織の充実は、なかなか進んでいないのだからというふうに理解をいたしました。とはいえですね、やはりどこの市区町村でも町民の生命を守るために、さまざまな働きかけを根気強

くされていることと思いますが、このあたりに関して、どのように町長はご理解されているか、お願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 私は新宮町の地形上、災害の状況が違うんじゃないかということで、新宮町全体での避難訓練とか防災訓練は、昨年10月にふれあいの丘公園防災活動拠点をつくりましたので、そこでやらせていただきましたが、常々は立花校区、立花地区、それとまた新宮校区等は、それぞれの区で避難訓練をやってくださいというようなことで、今、自主防災活動してあるところなんかは避難訓練等をしていただいております。

しかしながら新宮町は、おかげさまで災害が非常に少ないということで、町民の皆さん自身が災害意識が非常に薄いんじゃないかなという気がしております。しかしながら、最近のこの地球温暖化によりますこの自然災害は、昔は忘れたころにやってくるというようなことでございましたが、今、毎年この自然災害が起きていると。線状降水帯がきますと、今年の7月の豪雨では、新宮町は30ミリでございました。あるいはやっぱり100ミリっていうことになれば、私は内水氾濫なんかを起こすんじゃないかなという危機感を持ったわけでございます。そういったことで、やはり立花校区に対しましてはやはり土砂災害訓練等ですね。また、この新宮校区については、やはり地震による津波の問題とか地震、そして内水氾濫に対する対応。そういったやはりこう訓練等をやっていかなければいけないんじゃないかなと。幸いに防災活動拠点ふれあいの丘公園を整備いたしましたので、ここによって各立花校区、新宮校区、新宮東校区、新宮北校区、そういう校区ごとにこれから避難訓練、防災訓練をこれから計画をしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい、ありがとうございます。

その地域において、地域に合わせたやはり活動の仕方があると思います。今ある、今設置されている自主防災組織を強化していき、情報を流していくっていうか、そういうこともすごく大事なかなと思います。そういうことを聞いて、周りの地区の方々も設置を考えていただけるようになるのかなと思います。まずは、新宮町民全体の意識向上のために、そういう防災士の講話や避難訓練などは、ぜひ続けて行っていただきたいというふうに思っております。

そういうふうになかなか地域の設置をされているところも、活発にされているかって言ったら、ちょっとどうなのかなっていうふうにちょっと思うところもございます。皆さん非常にお忙しくて、なかなか昼間いらっしゃらないとか、そういうこともあります。その災害っていうのは本当に昼間であろうが夜であろうが、いつ何時、ほんとに起こるかわからないっていうところなので、ほんとに備えをしておかなければ、本当に大切な命が失われることにもつながりますので、

まずは一人一人がそういう意識を持つっていうのは、すごく大事なことなんですけれども、地域においては防災知識を持ったそのリーダーさんが必要なっていうふうに思います。そういう方たちが企画をしていただいて、そういう防災活動、日ごろからの防災活動を繰り返すことによって、災害が起こったときに対処ができるっていう形になっていると思いますので、この防災知識を持ったそういうリーダーになっていただけるような方を育成するための支援、そういうことは、町長はどのようにお考えになられますか。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい、以前から防災士の育成、そういったことの質問も出ておまして、そういった自主防災組織の中にもそういった人を作っていかなければいけないと。しかし、現状の中で防災士さんに全部頼ってしまうというようなことで、その責任のあり方等がちょっと今クローズアップされて、非常に各区でそういった方の設置ですね。ことをしっかりと研究を協議をし合いながらやっていかないと、今のところ、もう何もかも区長さんを中心にした一つのいろんな事業になってきておりますので、区長さんを中心とした一つの防災士さんを別に、ただ、こういった自主防災組織になってくると防災士さんの責任というようなあり方も聞き及んでおりますので、そういったところを今、地域協働課のほうも非常に苦慮をしたようなことでいろいろ研究を重ねておるようでございますので、そういったところを地域協働課長に、現状をちょっと。そして、やはり新宮町は災害が少ないから、そういった町民の皆さん方の安心感は本当に災害が少ない町として、非常にあるんですけれども、やはりこれからしっかりと備えをしていかないと、この地球温暖化対応は非常に難しくなっていくんじゃないかなと思っておりますので、あとはちょっと課長に。

○議長（牧野 真紀子君） 地域協働課長。

○地域協働課長（片山 勇二君） はい、ご質問の中にありました自主防災組織の中のリーダーっていうことだと思います。何年か前に、防災士っていう一般質問を受けたとありまして、そのときにも協議をさせていただいたんですが、やっぱり防災士、当然、自主防災組織の中にそういうリーダーがいるっていうのは必要なんですが、やっぱりその方だけに責任は負わされる場合もあるというお話も聞いております。よって、やっぱりその行政区、行政区で自主防災組織を立ち上げて、その中身もそこそこ地域によっても変わってくると思いますので、その辺は行政区と協議しながら、そういうリーダー、防災士みたいな方がいらっしゃったほうがいいっていうことであれば、そういう検討もさせていただきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） 最近の傾向性として、やっぱり無関心っていうのがやっぱり結構あ

と思うんですね。誰かがしてくれるから、いいだろうって。でも本当にそういう災害が起こったときに、やっぱり自分の身は自分で守ると、まずここが1番の基本だと思うので、こういうところは、全体の講演会っていうか、そういうところでくれぐれも伝えていただいて、その地域の中におきましては、やっぱりそうは言っても防災士っていう、そういう資格ではなくて私が言っているのは防災知識を持ったリーダーになってくださるような、核になって引っ張っていただくような方を育成をしていくということですので、私がそういった形で取り組んでいただいているっていうのはほんとに知っておりますけれども、それが現状やっぱりそういう形で進んでいないっていうところで、また別の視点から考えたらどうかなっていうふうにちょっと私思いました、そのリーダーって言うと、やっぱり男性っていうイメージがあるんですけども、どうしてもそういう形で男性は日中いないとか、そういうことが多いので、日中自由がきく女性にお声かけをしてリーダーとしてお力をお借りすることができれば、また新たな進行もあるのかなっていうふうに思います。やっぱり女性の役割と男性の役割で得意分野が違いますので、理想を言えば1組織において男性と女性のそういうリーダー的な方がいらっしゃればすごくいいのかなっていうふうに思います。役割分担もできますし、本当にそういう災害の時の避難所の運営においては、女性リーダーの存在はとても大きいというふうに私も聞いております。そのことも推進していただければいいのかなっていうふうに思います。そのことについては、どうお考えでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） そうですね、経験者っていますか、人材の発掘、そういう点では消防の経験者とか、自衛隊とか、警察そういったOBの方々の人材発掘、また今、新宮町男女共同参画社会づくりを行って非常に進んできておると思っておりますので、そういった面でやはり女性の進出、そういった方をやはり発掘をしていくことが大事じゃなかろうかと思っております。今言われたように、避難所運営等がやはり男性やなくて女性の方々が中心になってやっていただくと非常に運営がうまくいくんじゃないかなと考えますので、そのように人材発掘をしっかりやっていかなければと思っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい、ありがとうございます。そのところ、強く推進していただければいいかなっていうふうに思います。

御存じのとおり、新宮町には立派なハザードマップがあります。町民の皆さんに届いていると思いますけれども、このハザードマップが皆さんにどの程度認識されているのか、ちょっと疑問に思うところがありまして、災害時には人はどうしてもやっぱり焦ったりすると思うんですね。



そういういざのときに、このハザードマップに書かれている避難の仕方を本当にしっかり覚えていて、速やかに自主的に行動を起こせるってところが大切かなって思うふうに思っております。そういったことからハザードマップ、ただ1回読んだよとかだけじゃなくて、やっぱり繰り返し読んで自分の地域に落とし込んでいく。そういう防災活動っていうんですかね。このハザードマップの学習会も含めた避難訓練などの防災活動を推進していくために、自主防災団体に要件を満たせば補助金などの支援を行うことは、私はすごく有効だというふうに思っております。

今、設置されていないところに新たに設置をしていただくための支援金だったりとか、あと、今実際に設置をされているんだけど、なかなか活動が進んでいないっていう、そういう自主防災団体に対しても、そういう補助金をお渡しして活動していただくと事前に申告をしていただいて、活動の記録を出していただくとか、そういう形で進めることに対しての一助となるんじゃないかっていうふうに思いますが、ここに関しましては町長はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） ハザードマップにつきましては、最近、改訂版を全所帯に配らせていただいておりますが、やはりうちなんかちょっと壁に張っておりますけど、そういった皆さんが各家庭でどういうふうに保管してあるか、そういったところまではちょっと確認がとれてないんじゃないかなと思いますけども、自主防災活動の今、補助金等の問題につきましては、各区長さん等の窓口であります地域協働課のほうとそういったどういう面での補助があるかっていうようなこと、やはり区長さんのほうからやはり出していただいたほうがいいんじゃないかなと思っております。

そういう点で、現状はどんなふうか、ちょっと何かそういった要望等がさっき説明しましたように、今のところ、そういった補助金の要望はないというようなことでございますので、これからそういった話もしていかなければいけないのかなと。そのためには、そういう目的がはっきりしていけば、そういったものに対してはやはりちゃんと補助金を与えていかなければいけないんじゃないかなと。ちょっと現状は。

○議長（牧野 真紀子君） 地域協働課長。

○地域協働課長（片山 勇二君） はい、お答えします。

この自主防災組織をつくる中で、各行政区のほうから補助金っていう話とかはいただいていないということで聞いております。

糟屋地区内少しお聞きしたんですが、ある市町村はやはり備蓄の倉庫とか、リヤカーとか、そういうのに補助金、または現物支給しているようなところがあるっていうことは聞いております。新宮町におきましては、備蓄品に関しましては各小学校に備蓄倉庫をつくらせていただいて、

そちらのほうに置いておるような状況です。あくまでも各行政区は、一時避難場所としておりますので、長期的に避難するところは各小学校とか、そういうところを考えておりますので、その辺はどういったものが必要かっていうことの要望はお聞きしながら検討はさせていただきたいということは考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい、ありがとうございます。私も、そういう補助金の要望が出ていないところをちょっと今お聞きして、やっぱその補助金が既にあるよっていうふうになると、その補助金を利用して、そういう設備を整えようとか設置をしようかっていうふうな気持ちにもなったりするのかなっていうふうに思います。今ないところで、今あるっていうか今の現状で、つくってくださいね、設置してくださいねっていうお願いをしてもやっぱりそういう正直、地域の方にしてみれば、いろいろ大変なことが増えて、何かいろんな部分も地域の手出し、何か揃えるにしても手出しになるっていうふうになれば、ちょっと足がにぶったりするのかなっていうふうに思いますので、町長のお考えとして、そういうものが必要であれば補助金等も考えますよっていうふうなそういうものもちゃんと整備しますよっていうことであれば、また違ってくるんじゃないかなっていうふうにちょっと思っております。そのところはご検討していただいているということですので、それを利用して、今後、何かふえて設置をされるところが増えていけばいいのかなと。そして、今あるところが回数を重ねて、防災活動を日ごろより回を重ねて、地域の方とコミュニケーションがまた深まっていけば本当に何かあったときにやっぱり助けあえる町になっていくと思っております。

先ほど、地域協働課長のほうからちょっとお話がありましたけど、その例で私が調べたところによりますと、福岡県の苅田町の事例がネットに載っております、ホームページですごく60ページぐらいの要綱がとれまして、その事例をお伝えさせていただきますと、苅田町は人口が3万7,000人、面積は新宮町の2.5倍ぐらいちょっと広いんですけども、平成31年4月において、34の自主防災組織が設置をされております。この苅田町では、自主防災組織においては、防災訓練の実施に要する費用、また新たに自主防災組織を設置する場合には、自主防災資機材などの整備に要する費用、また一時避難所のそういう整備費用等の補助があるそうです。補助金だけではなくて、さまざまな取り組みもされていて、そこまで増えているのかなっていうふうに思いますけれども、この広さの点でいうとやっぱり新宮町の2.5倍ですので、ここをこの34の数もまだまだではないかなっていうふうに思われて、多分そういう50、60ページの要綱を作成されて、本当にホームページから簡単にダウンロードができて、こういうふうな活動をしますっていう事前の書類だったりとか、設置をしていきたいですっていうふうなそういう

資料だったりとか、要綱、規約まで、その中に規約のつくり方までありまして、本当にそれを見ると何かちょっとやってみようかなっていうふうに思っていていきやすいから、これはすごくいいなっていうふうにちょっと私は思いました。この部分もぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、ここの部分に関してはいかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） そうですね、苅田町さんは不交付団体で非常に企業が非常に多いというようなことで、ただ人口はなかなか増えないと。周囲に、苅田町の会社に勤めてある方は、行橋市とかに住んであることを話しよる。そういった中で、防災に対する意識が非常にやはり町民の方々自体も高いというふうなことも聞いておりました。

そういう点で、参考に今、報告を受けた面について、ほかの自治体のこともございますので、いろいろ参考にしながらこれから前向きにしっかり取り組みたいと考えております。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） ありがとうございます。

昨日9月1日は、防災の日でした。防災の日とは、政府、地方公共団体、関係諸機関をはじめ、広く国民が台風や高潮、津波、地震などの災害について認識を深め、それらの災害に対処する心構えを準備する。こういう啓発の日っていうふうに書いてありました。

この9月1日ってというのは、60年ぐらい前ですかね、関東大震災が60年前かな、起きた日だそうですね。折しもたまたま台風9号が福岡に接近してきているところでもあります。

災害はいつ起こるか、ほんとにわからないものです。この前はよかったけど、今回はっていう、やっぱりそういうこともあって、先日のやっぱり災害も被害がひどかった。想像ができないぐらいの状況が起こっていますので、本当に備えていくことがすごく大切だなっていうふうに思っております。

備えあれば憂いなしっていうふうな言葉もございますが、災害に強いまちづくりと人づくりを目指している本町においては、自主防災組織の充実は急務と思いますので、補助金を含めた支援策を検討いただきながら、早急にまた推進していただきますようお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（牧野 真紀子君） 以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時27分散会

---